

改正

昭和52年6月28日条例第26号

平成12年9月29日条例第47号

平成14年9月30日条例第35号

平成17年9月22日条例第89号

平成25年3月28日条例第13号

鴻巣市立小・中学校通学区域審議会条例

(設置)

第1条 鴻巣市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）の適正な通学区域を定めるため、鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に鴻巣市立小・中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小・中学校の適正な通学区域を定めるために必要な調査及び審議を行い、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、教育委員会が委嘱する。

- (1) 自治会長
- (2) 小・中学校の校長
- (3) 小・中学校のPTA会長
- (4) 学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する答申の日までとする。ただし、委員が委嘱された時における当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)
- 2 吹上町及び川里町の編入に伴い、委員となった者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則 (昭和52年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鴻巣市立小・中学校通学区域審議会条例の規定は、平成14年7月1日から適用する。

附 則 (平成17年条例第89号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。